

エコサイクルセンター

＜ 搬入の手引き ＞



令和4年4月版

公益財団法人 エコサイクル高知

搬入の手引き

【 目 次 】

◆共通事項◆

1. 施設の概要.....	1
2. 受入時間.....	1
3. 受入廃棄物の種類及び処理料金.....	2
4. 廃棄物の受入基準.....	3
4－1 管理型処分場で受け入れる廃棄物.....	3
4－2 医療廃棄物処理施設で受け入れる廃棄物.....	7

◆管理型処分場への廃棄物の受入◆

1. 排出事業者と（公財）エコサイクル高知との契約.....	9
2. 搬入車両の登録.....	10
3. 受入説明会の実施.....	11
4. 契約・登録等に係る（公財）エコサイクル高知の窓口.....	11
5. 廃棄物の搬入.....	12
5－1 搬入の申込み.....	14
5－2 廃棄物の運搬.....	16
5－3 場内への搬入.....	17
6. 処理料金の支払い.....	19

◆医療廃棄物処理施設への廃棄物の受入◆

1. 排出事業者と（公財）エコサイクル高知との契約.....	22
2. 受入説明の実施.....	23
3. 契約・登録等に係る（公財）エコサイクル高知の窓口.....	23
4. 廃棄物の搬入.....	24
4－1 廃棄物の運搬.....	26
4－2 場内への搬入.....	27
5. 処理料金の支払い.....	27

（別添）医療廃棄物の取り扱い管理につきまして（委託契約書・仕様書より抜粋）

（様式集）

1. 施設の概要

施設の概要は、次のとおりです。

項 目	概 要
名 称	エコサイクルセンター
所 在 地	高知県高岡郡日高村本村字焼坂 6 5 9 - 1
事 業 主 体	公益財団法人 エコサイクル高知 〒781-2164 高知県高岡郡日高村本村字焼坂 6 5 9 番 1 TEL : (0889)24-6210 FAX : (0889)24-6212
処理施設の種類	管理型最終処分場（被覆型） 医療廃棄物処理施設（破碎・滅菌減容 6.56t/日（8時間））
面 積	総面積 約 7.0ha （埋立地面積 約 1.2ha）
埋 立 容 量	111,550m ³
浸出水処理方式	処理能力：15m ³ /日 調 整 槽：119m ³ （8 日分） 処理方式：逆浸透膜処理方式
遮 水 構 造	底面部：ベントナイト(t=50cm)+しゃ水シート(t=1.5mm) +中間保護層(保護マット)+しゃ水シート(t=1.5mm) +保護マット 直壁部：コンクリート壁+しゃ水シート+保護マット

2. 受入時間

受入時間は、次のとおりです。

（１）受 入 日 月曜日～金曜日

ただし、祝祭日及び年末年始休業日（12/29～1/3）を除きます。

（２）受入時間 午前 9 時 00 分～午前 12 時 00 分

午後 1 時 00 分～午後 4 時 00 分

なお、上記の受入日であっても、異常気象時、天災時あるいは諸事情により受け入れを停止する場合があります。

3. 受入廃棄物の種類及び処理料金

エコサイクルセンターで受け入れる廃棄物の種類およびその処分に係る手数料（受入料金）は、以下のとおりです。

産業廃棄物及び一般廃棄物：税抜 医療廃棄物：税込

廃棄物の種類		受入料金	単位
産業廃棄物	1. 燃え殻	15,000	円/ t
	2. ばいじん	15,000	円/ t
	3. 汚泥（無機性汚泥（建設汚泥を除く））	25,000	円/ t
	4. 鉋さい	9,000	円/ t
	5. 廃石綿等（飛散性）	30,000	円/ t
	6. 廃石膏ボード	12,000	円/ t
	7. 建設混合廃棄物	20,000	円/ t
一般廃棄物	燃え殻等	6,000	円/ t
医療廃棄物 （感染性／非感染性）	1. 感染性廃棄物	29	円/ 箱
	2. 非感染性廃棄物	27	

注1：1トン未満の端数については10kg単位で計算します。10kg未満は10kgとします、

注2：廃石綿等の受入料金は重量ベースですが、セメント固化等の安定化により単位体積重量が大きい場合は、別途協議により単価を設定します。

注3：医療廃棄物の受入料金は容器サイズに応じて個数毎に計算します。

注4：廃石膏ボードは紙が除去されたもので、粉砕されたものに限りません。

4. 廃棄物の受入基準

エコサイクルセンターの施設における廃棄物の受入基準は、以下のとおりです。

4-1 管理型処分場で受け入れる廃棄物

1) 受入品目

管理型処分場で受け入れる廃棄物は、原則として表1に示す品目とする。なお、下記以外の品目については、個別協議とする。

表1 管理型処分場の受入品目

区 分	品 目
産業廃棄物※ ¹	1. 燃え殻 2. ばいじん 3. 汚泥（無機性汚泥、ただし建設汚泥を除く） 4. 鉱さい 5. 廃石綿等 6. 廃石膏ボード 7. 建設混合廃棄物
一般廃棄物※ ²	1. 燃え殻等

※1：高知県内の事業者から排出された産業廃棄物に限る

※2：日高村及びいの町の行政区域（平成16年10月1日の町村合併の日の前日における土佐郡本川村の行政区域を除く）から排出された一般廃棄物に限る

2) 受入基準

廃棄物の受入基準は表2のとおりとし、事前審査で合格した廃棄物を受け入れるものとする。品目によっては、資源化、減量化などの観点から受入にあたって個別協議を行う。

表2 個別受入基準

区 分	品 目	受 入 基 準
産業廃棄物 (埋立処分を行うもの)	1. 燃え殻	1) 公定法※ ¹ に基づく溶出試験結果が、別表-1に定める判定基準値を越えないこと 2) 火気を帯びていないこと 3) 含水率85%以下の湿潤状態のものであること 4) 熱しゃく減量が10%以下であること 5) 水銀を15mg/kgを超えて含有していないこと
	2. ばいじん	1) 公定法※ ¹ に基づく溶出試験結果が、別表-1に定める判定基準値を越えないこと 2) 乾式で集じんされたばいじんは、あらかじめ大気中に飛散しないように加湿等の必要な処置を講じたものであること 3) 湿式で集じんされたばいじんは、含水率85%以下に脱水したものであること 4) 水銀を15mg/kgを超えて含有していないこと

区 分	品 目	受 入 基 準
	3. 汚泥（無機性汚泥（建設汚泥を除く））	1) 公定法 ^{※1} に基づく溶出試験結果が別表－1に定める判定基準値を越えないこと 2) 非水溶性のものであること 3) 含水率 85%以下であること 4) 水銀を 15mg/kg を超えて含有していないこと
	4. 鉍さい	1) 公定法 ^{※1} に基づく溶出試験結果が、別表－1に定める判定基準値を越えないこと 2) 火気を帯びていないこと 3) 最大径が概ね 15 c m以下であること 4) 鋳物砂再生工程から発生した鉍さいの場合は ① 発熱性を有しないことが確認されていること ② 鋳物砂再生工程から発生した鉍さい以外の鉍さいが混入されていないこと 5) 水銀を 15mg/kg を超えて含有していないこと
	5. 廃石綿等 ^{※2}	1) 以下の飛散防止措置が両方とも確実に行われているもの ① あらかじめ固形化、あるいは薬剤による安定化等、これらに準ずる飛散防止措置を行っているもの。 ② さらに、耐水性の材料で二重にこん包され、こん包に破れ等の損傷が見られないもの
	6. 廃石膏ボード	1) 紙類が除去されたもの
	7. 建設混合廃棄物	1) 建物等の新築、改築、除去に伴って生じるものであること 2) 最大径が概ね 15 c m以下であること 3) あらかじめ、中空状態でないように前処理されたもの
一般廃棄物 (埋立処分廃棄物)	1. 燃え殻等	1) 公定法 ^{※1} に基づく溶出試験結果が、別表－1に定める判定基準値を越えないこと 2) 熱しゃく減量が 10%以下であること 3) 含水率 85%以下の湿潤状態のものであること 4) ばいじんにあつては、法令 ^{※3} で定められた処理が行われているもの。 5) 火気を帯びていないこと 6) 水銀を 15mg/kg を超えて含有していないこと

各品目における溶出試験項目については、別表－2のとおり

※1：「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法(環告 13、昭和 48)」を指す。

※2：廃石綿等及び石綿含有廃棄物については、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル(第2版)(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 平成 23 年 3 月)」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号)」に準拠すること

※3：「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法(厚告 194、平成 4 年)」による。

○判定基準

別表-1

判定対象物質	判定基準値	備考
アルキル水銀化合物	検出されないこと	溶出基準 ※1
水銀又はその化合物	0.005 mg/ℓ 以下	溶出基準 ※1
カドミウム又はその化合物	0.09 mg/ℓ 以下	溶出基準 ※1
鉛又はその化合物	0.3 mg/ℓ 以下	溶出基準 ※1
有機りん化合物	1 mg/ℓ 以下	溶出基準 ※1
六価クロム化合物	1.5 mg/ℓ 以下	溶出基準 ※1
ひ素又はその化合物	0.3 mg/ℓ 以下	溶出基準 ※1
シアン化合物	1 mg/ℓ 以下	溶出基準 ※1
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003 mg/ℓ 以下	溶出基準 ※1
トリクロロエチレン	0.1 mg/ℓ 以下	溶出基準 ※1
テトラクロロエチレン	0.1 mg/ℓ 以下	溶出基準 ※1
ジクロロメタン	0.2 mg/ℓ 以下	溶出基準 ※1
四塩化炭素	0.02 mg/ℓ 以下	溶出基準 ※1
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/ℓ 以下	溶出基準 ※1
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/ℓ 以下	溶出基準 ※1
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/ℓ 以下	溶出基準 ※1
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/ℓ 以下	溶出基準 ※1
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/ℓ 以下	溶出基準 ※1
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/ℓ 以下	溶出基準 ※1
チウラム	0.06 mg/ℓ 以下	溶出基準 ※1
シマジン	0.03 mg/ℓ 以下	溶出基準 ※1
チオベンカルブ	0.2 mg/ℓ 以下	溶出基準 ※1
ベンゼン	0.1 mg/ℓ 以下	溶出基準 ※1
セレン又はその化合物	0.3 mg/ℓ 以下	溶出基準 ※1
1,4-ジオキサン	0.5 mg/ℓ 以下	溶出基準 ※1
ダイオキシン類	3.0 ng-TEQ/g 以下	含有量基準 ※2
水銀又はその化合物	15 mg/kg 以下	含有量基準 ※3

※1：分析は「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（環境庁告示1号、平成12年1月14日）による

※2：分析は「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法（厚生省告示633号、平成12年12月28日）による

※3：分析は「底質調査法（環水大発120725002号、平成24年8月8日）による

分析に関する実施要領

○ 対象とする廃棄物と分析項目の関係は、下表のとおり。

物質名	燃え殻	ばいじん	鉱さい	汚泥	(廃プラスト)
アルキル水銀	○	○	○	△	—
全水銀	○	○	○	△	○
カドミウム	○	○	○	△	○
鉛	○	○	○	△	○
有機リン	—	—	—	△	—
六価クロム	○	○	○	△	○
ひ素	○	○	○	△	○
シアン	—	—	—	△	—
P C B	—	—	—	△	○
トリクロロエチレン	—	—	—	△	—
テトラクロロエチレン	—	—	—	△	—
ジクロロメタン	—	—	—	△	—
四塩化炭素	—	—	—	△	—
1. 2-ジクロロエタン	—	—	—	△	—
1. 1-ジクロロエチレン	—	—	—	△	—
シス-1. 2-ジクロロエチレン	—	—	—	△	—
1. 1. 1-トリクロロエタン	—	—	—	△	—
1. 1. 2-トリクロロエタン	—	—	—	△	—
1. 3-ジクロロプロペン	—	—	—	△	—
チウラム	—	—	—	△	—
シマジン	—	—	—	△	—
チオベンカルブ	—	—	—	△	—
ベンゼン	—	—	—	△	○
セレン	○	○	○	△	○
1. 4-ジオキサン	○	○	—	△	—
ダイオキシン類	○	○	—	△	—

○：排出事業者が溶出試験（水銀は溶出試験及び含有量試験の両方・ダイオキシン類は含有量試験）を実施する項目

△：業種によって必要項目を実施

※ 溶出試験結果等の有効期限は、申込日から6ヶ月以内とします。

4－2 医療廃棄物処理施設で受け入れる廃棄物

1) 受入品目及び受入基準

医療廃棄物処理施設で受け入れる廃棄物は、原則として表3に示す品目とする。

表3 医療廃棄物処理施設で受け入れる医療廃棄物

施設	区 分	品 目	受入基準
破砕施設 (医療廃棄物 処理施設)	医療廃棄物※1	1. 感染性廃棄物 2. 非感染性廃棄物	1) 指定された容器に密封されたもの。 2) 感染性廃棄物にあつてはその旨の表示がされているもの。

※1：高知県内の医療施設から排出された医療廃棄物に限る。

※2：金属くずは他のものと区別して容器に入れ、容器に金属くずとの表示をすること。

2) 本施設で受け入れられない廃棄物

本施設では、原則として次に該当する医療廃棄物を受け入れないものとする。

表4 医療廃棄物処理施設で受け入れられない廃棄物

主要事項	概要
受け入れられない産業廃棄物	高知県内の事業場から発生する産業廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条で定められた産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物)のうち、本施設での処理が許可された品目以外の廃棄物
周辺環境に影響を与える恐れのあるもの	適当な処置を実施しても下記の影響が除外できないもの ・ 著しい悪臭の発散 ・ 著しい飛散性 ・ 著しい発泡性 ・ 著しい火気及び発火性 ・ 衛生害虫、鼠族等の発生 ・ 浸出水の著しい発色
医療廃棄物処理施設の運転に影響を与える可能性のある廃棄物	・ 密封容器に破損の生じているもの ・ オートクレーブ処理用に金属、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず等を分別せず、破砕設備に投入する容器に混入しているもの ・ 液体、水分の多い汚泥、人体の一部を含むもの

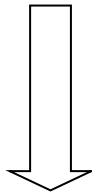
【管理型処分場への廃棄物の受入】 埋立処分を行う廃棄物

1. 排出事業者と（公財）エコサイクル高知との契約 【埋立処分を行う廃棄物】

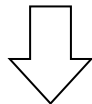
排出事業者の方は事前に以下の手続きにより、（公財）エコサイクル高知との契約を締結する必要があります。

○契約（新規）

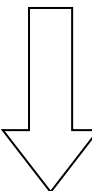
廃棄物処理委託申込書
による契約の申込



搬入事前審査



結果通知



契約の締結

◆廃棄物処理委託申込書の提出

搬入を希望される排出事業者の方は、廃棄物処理委託申込書（第1号様式）を（公財）エコサイクル高知の窓口まで、持参または郵送にて提出してください。

- 受付日：月曜日～金曜日（祝祭日及び年末年始休業日除く）
- 受付時間：午前8時30分～12時、午後1時～5時15分

【提出書類】

- 1 廃棄物処理委託申込書（第1号様式）
 - 2 廃棄物の性状に関する書類（溶出試験結果等、第2号様式）
- ※試験結果は申込日から6カ月以内のものに限ります。

◆搬入事前審査

提出された書類に基づき、申し込まれた廃棄物の管理型処分場での受入の適否を審査します。また、必要に応じて排出事業所の視察及び廃棄物の管理責任者に対するヒアリング、廃棄物の採取・溶出試験等を行うことがあります。

◆結果通知

審査の結果、搬入・受入が承認された場合は、廃棄物処理委託契約書をお送りします。

※審査の結果、受入基準を満たすことが確認できないことなどの理由により、搬入・受入が認められない場合には、廃棄物処理委託契約の締結はできません。

◆契約の締結

郵送された廃棄物処理委託契約書の事業者欄に押印し（公財）エコサイクル高知まで返送してください。（公財）エコサイクル高知で収入印紙を貼付し、消印のうえ返送します。

○契約（変更）

排出事業場の所在地、搬入期間、荷姿、排出プロセス、契約内容等を変更する場合は、予め電話の上、廃棄物処理委託変更申込書（第3号様式）をFAXまたは郵送にて提出してください。審査および契約は新規契約時に基づく手続きを準用して処理を行います。

○契約（更新）

契約期間は、原則として契約締結日から1年間とし、最長5年まで年度毎に自動更新いたします。ただし、検査成績書は2年ごとに提出してください。

廃棄物処理委託申込書、廃棄物処理委託変更申込書は、（公財）エコサイクル高知のホームページからダウンロードできます。

- URL <http://www.ecokochi.or.jp/>

2. 搬入車両の登録【埋立処分を行う廃棄物】

廃棄物の搬入事業者が使用する車両の登録を行います。ここで言う「搬入事業者」とは、排出事業者からの委託を受け、受入れ対象廃棄物を本処分場に搬入する事業者のほか、排出事業者が自ら排出する廃棄物を本処分場に搬入する場合の排出事業者をいいます。

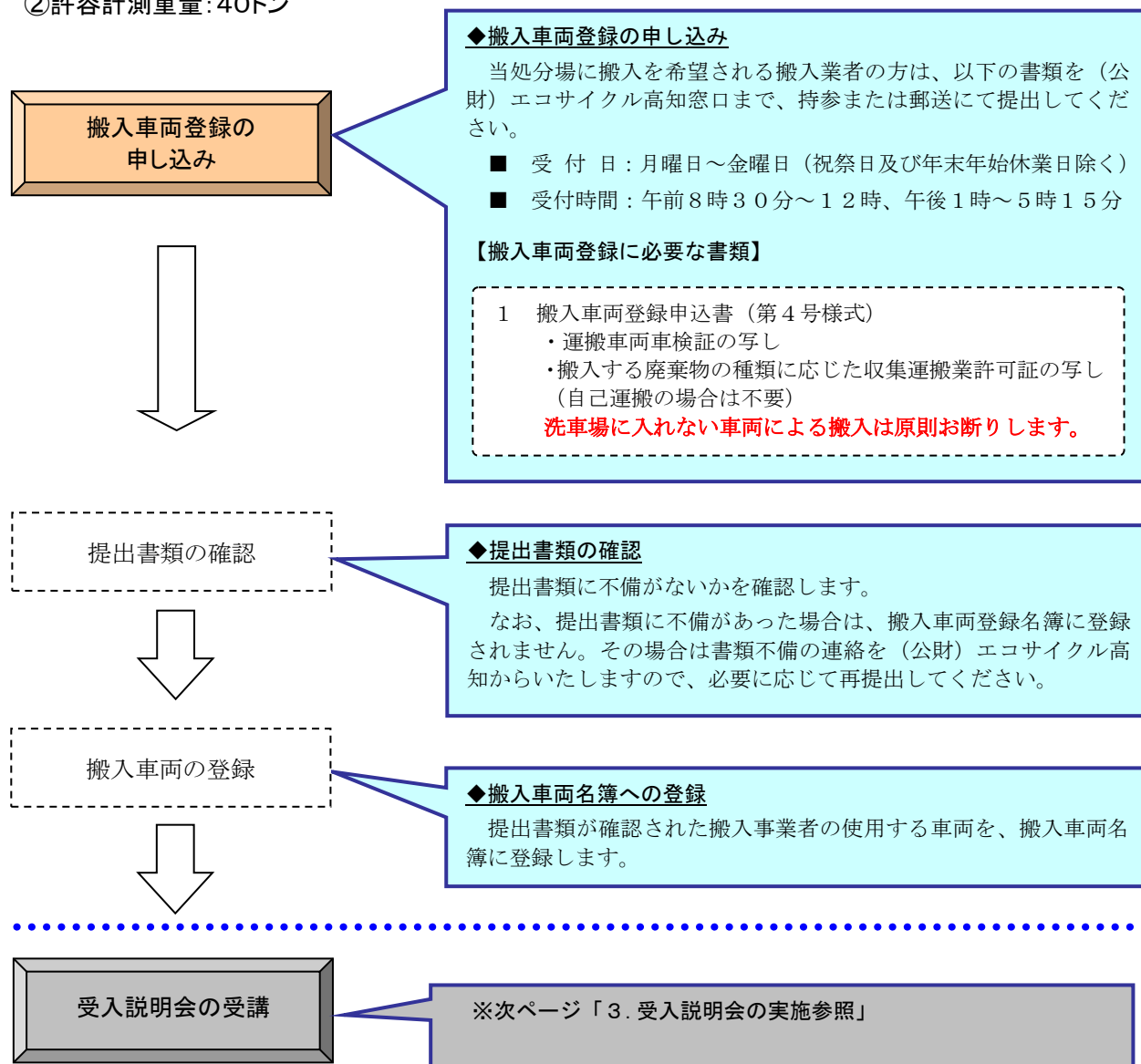
また、搬入車両は、廃棄物の飛散防止措置が可能で、またエコサイクルセンターの指定場所で速やかに荷降ろしができる構造（ダンピング式の荷台・備え付けのクレーン搭載等）の車両としてください。

また、トラックスケールで計量を行いますので、以下のトラックスケールの仕様に合致する車両として下さい。

◇トラックスケール仕様

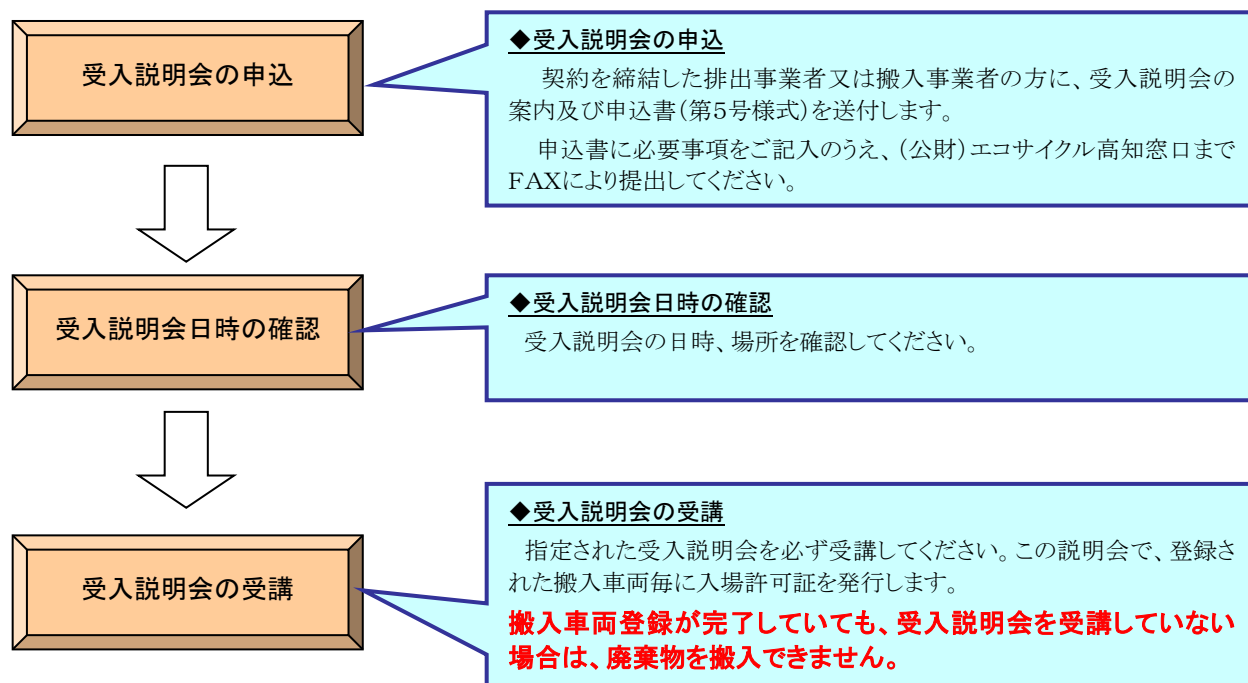
①プラットフォームサイズ:長さ10m×幅3m

②許容計測重量:40トン



3. 受入説明会の実施【埋立処分を行う廃棄物】

契約を締結した排出事業者又は搬入車両登録が完了した搬入事業者を対象に受入説明会を実施します。



4. 契約・登録等に係る（公財）エコサイクル高知の窓口

契約、搬入車両登録及び受入説明会に係る（公財）エコサイクル高知の窓口は以下のとおりです。

公益財団法人 エコサイクル高知 **総務事務担当**
〒781-2164 高知県高岡郡日高村本村字焼坂 6 5 9 - 1
TEL : (0889)24-6210 FAX : (0889)24-6212

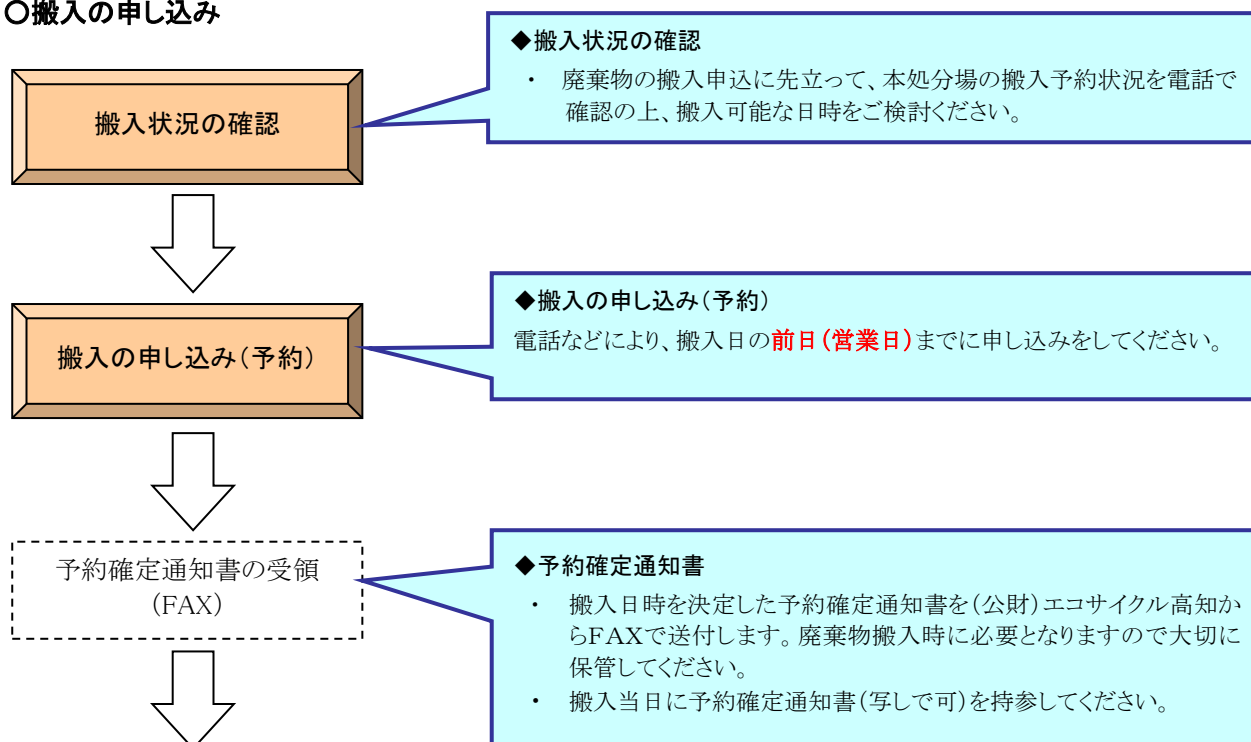
5. 廃棄物の搬入【埋立処分を行う廃棄物】

円滑な廃棄物の受入及び埋立処分を行うために、廃棄物の搬入は「完全予約制」となっています。搬入を希望する排出事業者の方は事前に搬入の申し込みを行ってください。

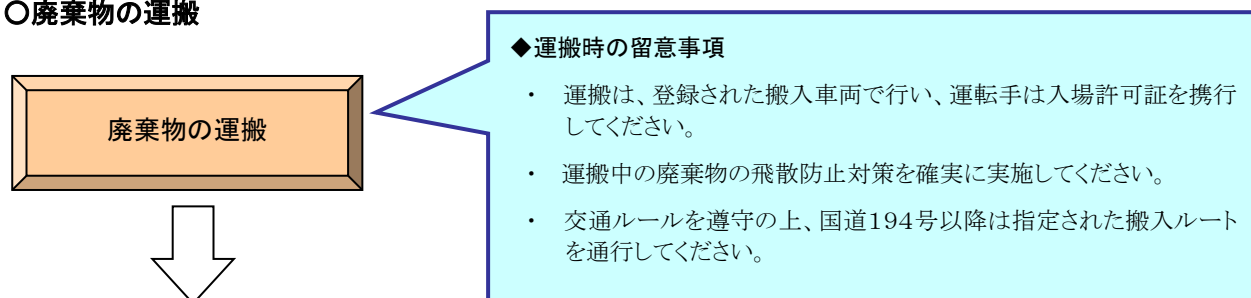
予約が確定した搬入日時に所定の搬入ルートを通して運搬、入場し、受付で搬入手続きを受けてください。

搬入手続き後、計量を経て、職員の指示に従って展開検査場または埋立処分場所へ廃棄物を搬送し、荷降ろしを行ってください。

○搬入の申し込み

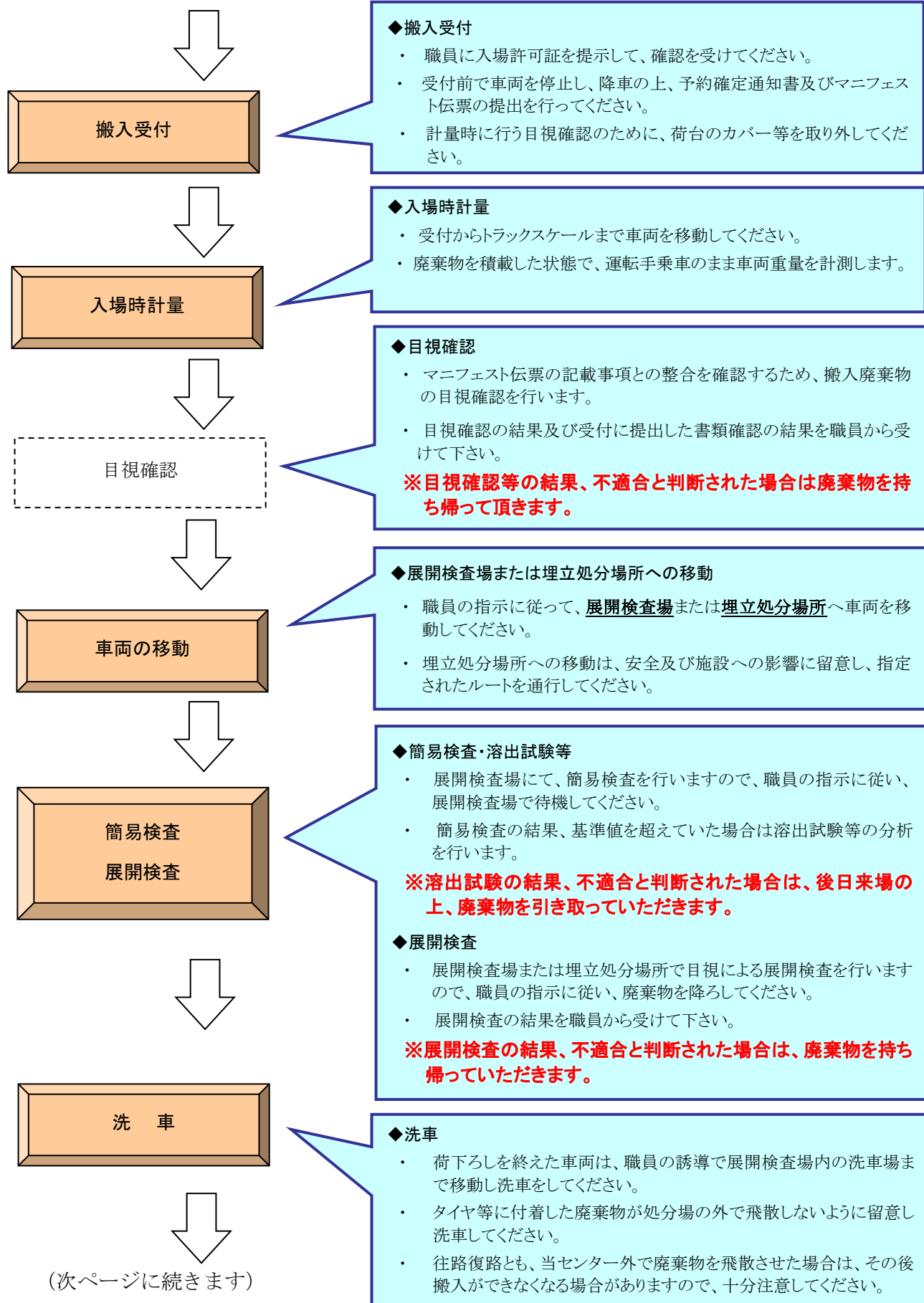


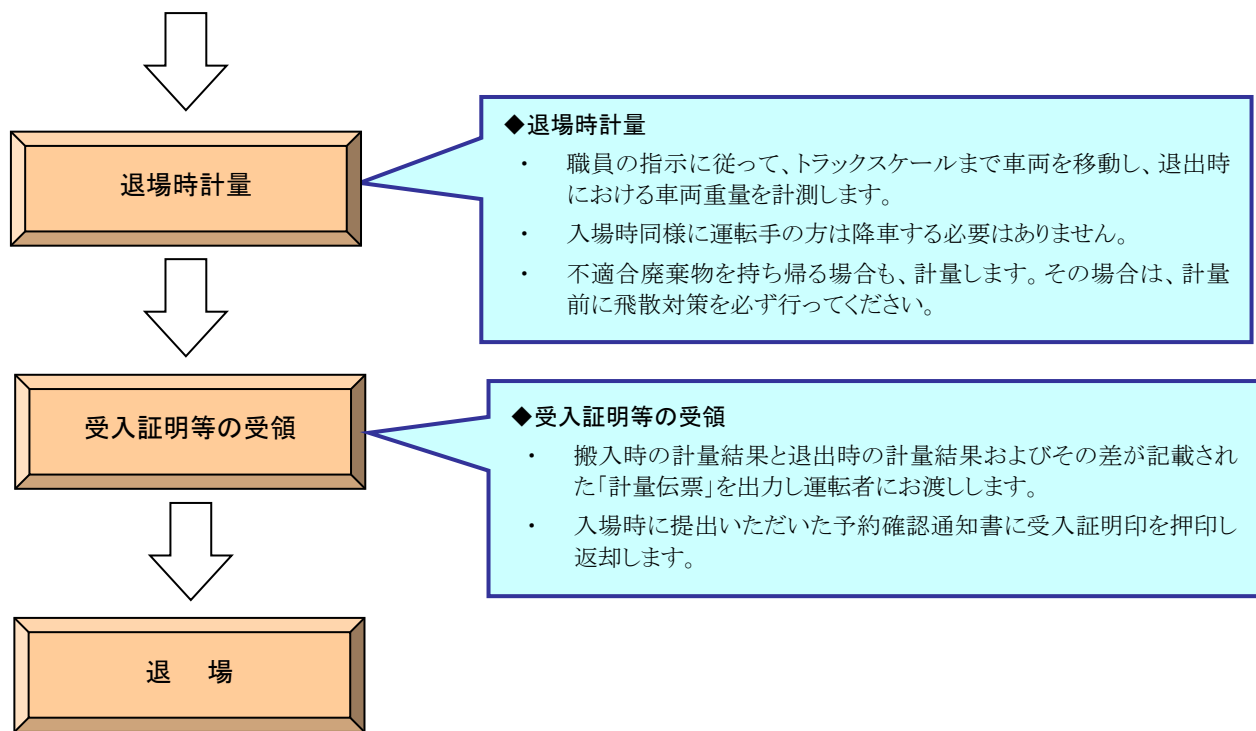
○廃棄物の運搬



(次ページに続きます)

○廃棄物の場内への搬入(搬入受付・展開検査等)





5-1 搬入の申し込み（予約）

搬入の申込みは、（公財）エコサイクル高知との廃棄物処理委託契約の締結、及び搬入事業者の搬入車両の登録が終了してからの手続きとなります。

○ 搬入の予約

廃棄物の搬入は、「**完全予約制**」となっていますので、必ず**搬入の前日（営業日）まで**に電話などにより予約を行ってください。

また、ゴールデンウィーク及び年末・年始等、長期の休日の場合は電話で確認してください。

廃棄物の搬入申し込みに係る（公財）エコサイクル高知の窓口は以下のとおりです。

公益財団法人 エコサイクル高知 **総務事務担当**
〒781-2164 高知県高岡郡日高村本村字焼坂6 5 9 - 1
TEL : (0889)24-6210 FAX : (0889)24-6212

○ 予約確定通知書の受領

搬入日時が確定次第、（公財）エコサイクル高知から予約確定通知書をFAXにて送付します。廃棄物搬入時には、この予約確定通知書（写しでも可）を持参してください。廃棄物の受入証明として、予約確定通知書に受入証明印を押印いたします。

○ 予約の変更

搬入日時や搬入廃棄物の種類、量といった当初の予約内容を変更する場合は、いずれの変更の場合も変更申し込みが必要です。

まず電話で変更を行う旨の連絡と変更後のご希望日時の搬入予約状況を確認した上で、原則として搬入予定日の前日（営業日）までに、電話又はFAXなどで行ってください。

変更された内容に基づき、変更予約確定通知書を（公財）エコサイクル高知からFAXで送付いたしますので、搬入時に持参してください。

なお、当日の交通事情等による若干の時間の変更についての連絡は不要ですが、搬入予定が大幅に変更となる場合は、（公財）エコサイクル高知窓口まで電話でお知らせください。

○ 予約の取り消し

予約の取り消しは原則として搬入予定日の前日（営業日）までに電話で行ってください。

また、当日、やむを得ない事情で搬入を取り消す場合は予約した時間までに電話で連絡をしてください。

予約の取り消しの連絡なしに、廃棄物の搬入を行わなかった場合は、その後の搬入が出来なくなる場合がありますので、必ず連絡をしてください。

5-2 廃棄物の運搬

○ 搬入ルート

エコサイクルセンターへの搬入ルートは下図に示す通り、国道194号から県道柳瀬越知線（県道300号）および県道庄田伊野線（県道299号）を通るルートとなります。



【搬入ルート通行の際の注意事項】

学校や住宅地周辺を通過しますので、法定速度等の交通法規の遵守や飛散防止対策の徹底に加えて、歩行者等への十分な安全確認を行って通行してください。

5-3 場内への搬入（搬入受付・展開検査等）

◆ 搬入時に必要な書類等

搬入時には、以下の3つの書類を忘れずにお持ちください。

- ① 入場許可証
- ② 予約確定通知書(写しで可)
- ③ マニフェスト伝票(但し、電子マニフェストの場合はあらかじめJWNETから受渡確認票を紙に出力して持参してください)

◆ エコサイクルセンターの敷地内での進入経路

搬入車両は、県道 299 号に面したエコサイクルセンターの正門から入場し、進入路を通って受付に向かってください。

敷地内通行時は、職員が適宜確認できるように、入場許可証を運転席の外から見えやすい場所に常時掲げておいてください。

◆ 搬入受付

受付で以下の搬入手続きを行ってください。

- (1) 受付の前に車両を停車し、運転手は入場許可証を受付に示した後、降車の上、搬入手続きを行ってください。
- (2) 先行車が受付の前に停車している場合は、職員の指示に従い、車両待機場所で待機してください。
- (3) 受付に予約確定通知書(写しで可)とマニフェスト伝票を提出します。ただし、電子マニフェストの場合は、あらかじめJWNETから出力した受渡確認票を提出してください。
- (4) 次の計量時に、搬入廃棄物の目視確認を行いますので、飛散防止カバー等を外しておいてください。

◆ 入場時計量及び搬入廃棄物の目視確認

トラックスケールでの計量と、監視台から搬入廃棄物の目視確認を行います。

- (1) 受付終了後、職員の指示に従ってトラックスケールの所定の位置まで車両を移動し、エンジンを停止してください。運転手乗車のまま計測します。
- (2) 計量中にそのままの状態、職員がトラックスケール脇の監視台から搬入廃棄物の目視確認を行います。次の移動の指示があるまで、運転席で待機してください。
- (3) 目視確認の終了後、職員が目視確認と書類確認の結果をお知らせします。
- (4) 結果が「適合」となった場合は、職員の指示に従って車両を移動してください。移動先は、展開検査場または埋立処分場内のどちらかとなります。
- (5) 結果が「不適合」となった場合は、廃棄物の受け入れは出来ませんので、そのまま廃棄物を持ち帰ってください。トラックスケールを降りてから車両を転回し、受付前で車両を停止して、運転手は降車の上、受付で受付時に提出した書類を持ち帰ってください。予約確定通知書には「搬入不適合」と記載されます。

◆ 展開検査場または埋立処分場所への移動

別図に示す通り、職員の指示に従い、場内の指定されたルートを通して展開検査場または埋立処分場所へ車両を移動してください。

◆ 簡易検査・抜き取り分析

- (1) 搬入された廃棄物は展開検査場にて、簡易検査を実施します。
- (2) 簡易検査の結果、基準値を超えていた場合は、処分場敷地内で一時保管し、溶出試験等の分析を行います。
- (3) 溶出試験等の分析の結果、不適合と判断された廃棄物は受け入れることが出来ません。不適合の場合は、再来場の上、一時保管している廃棄物を積み込み、持ち帰っていただきます。

◆ 荷下ろし・展開検査

- (1) 荷降ろし作業は、原則として搬入車両の運転手の方に行なって頂きます。荷降ろし場所付近には、埋立等の作業に係る設備、機材及び車両等があり、また施設の損傷を防ぐ様々な対策が取られていますので、搬入車両の移動や荷降ろし作業の際は、職員による注意事項を遵守してください。
- (2) 埋立処分場での荷降ろし後、荷台を戻したことを確認して、指定ルートを通して車両を展開検査場内にある洗車施設に移動してください。
- (3) 展開検査場で荷降ろしを行った場合は、そのまま洗車施設まで車両を移動してください。
- (4) 展開検査の結果、不適合と判断された廃棄物は受け入れることが出来ません。不適合の場合は、荷降ろしした廃棄物を再度、搬入車両に積載し持ち帰っていただきます。
- (5) 廃棄物の受け入れが不適合となった搬入車両も洗車を行います。

◆ 洗車

- (1) エコサイクルセンター内で搬入車両に付着した土砂や廃棄物等を処分場の外で飛散させないため、退出前に必ず、洗車施設でタイヤ等を洗浄して下さい。
- (2) 洗車の方法は、職員の指示に従ってください。

◆ 退場時計量及び退出手続き

- (1) 職員の指示に従って、トラックスケールまで車両を移動し、エンジンを停止して下さい。
- (2) 搬入車両重量(空重量)の計量を行います。入場時と同様に運転手の方は降車する必要がありません。
- (3) 退場時計量の後、搬入車両の運転手は車両を受付の前まで移動し、降車の上、受付で退出手続きを行ってください。計量結果を示した「計量伝票」、「受入証明印が押印された予約確認通知書」をお渡しします。
- (4) 退出手続きが終わりましたら、速やかに退場してください。

6. 処理料金の支払い

○ 処理料金の請求

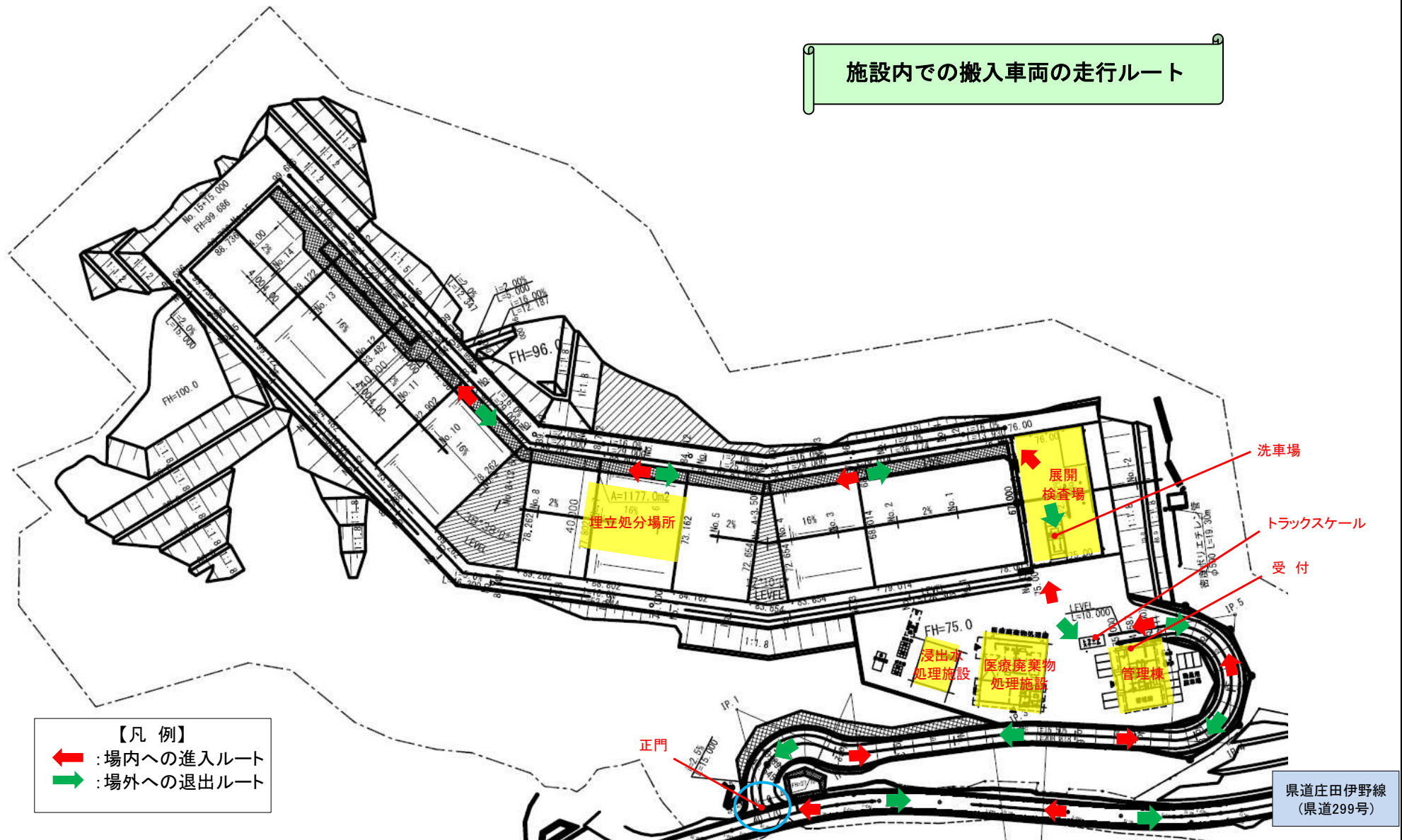
原則として、月毎にまとめて翌月に産業廃棄物処分料金として、排出事業者に請求書により請求します。

○ 料金清算

請求書に記載された支払期限までに、指定された金融機関にお振込み下さい。なお、振込手数料は排出事業者でご負担いただきますようお願いいたします。

支払期限までに入金が確認できない場合には、搬入停止、契約の解除等を行う場合があります。

施設内での搬入車両の走行ルート

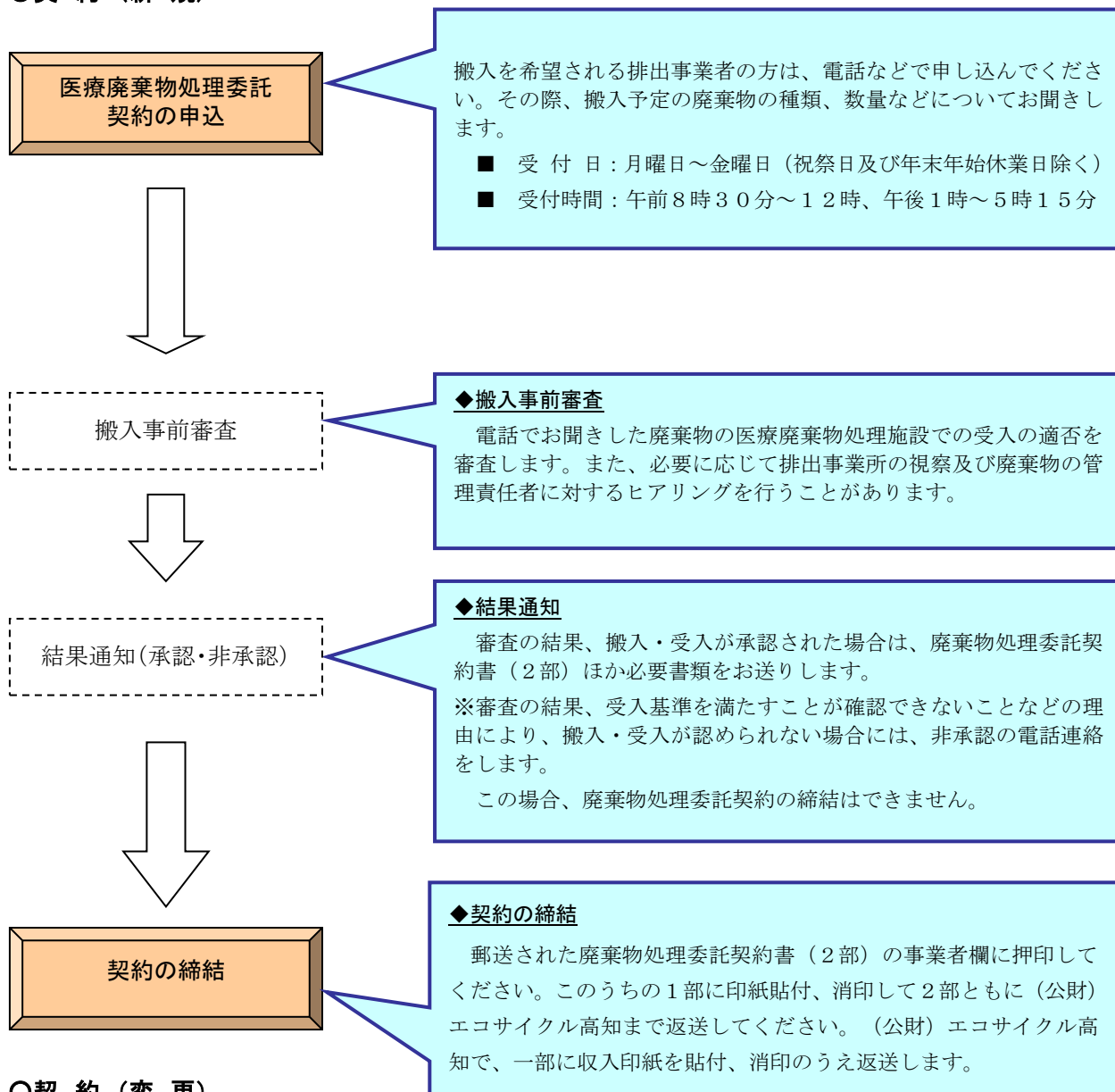


【医療廃棄物処理施設への廃棄物の受入】 破砕・滅菌処理等を行う医療廃棄物

1. 排出事業者と（公財）エコサイクル高知との契約 【医療廃棄物】

排出事業者の方は事前に以下の手続きにより、（公財）エコサイクル高知との契約を締結する必要があります。

○契約（新規）



○契約（変更）

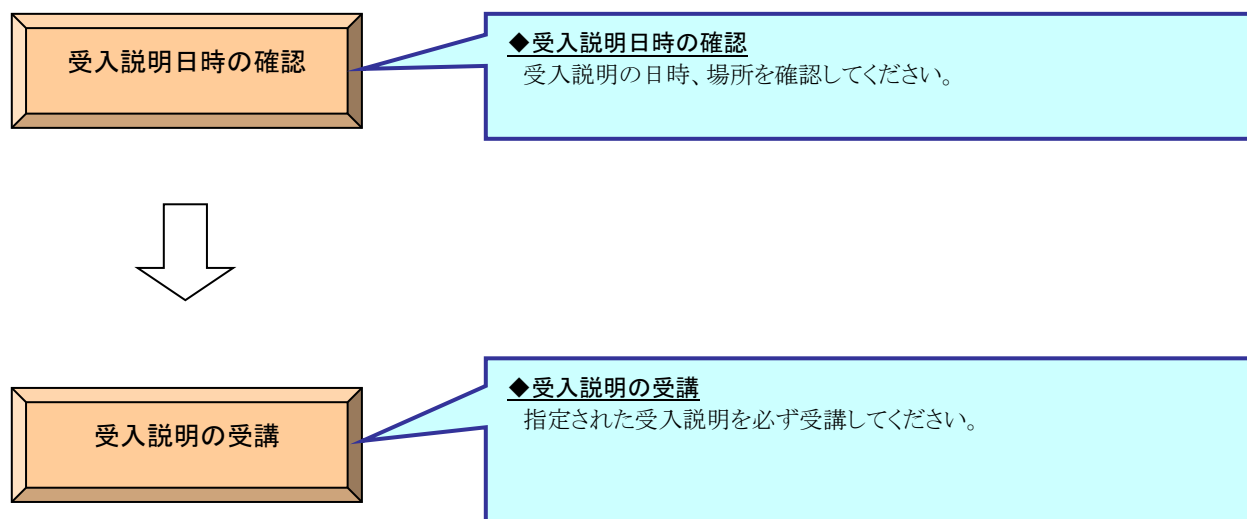
排出事業場の所在地、搬入期間、廃棄物の種類、数量等、契約内容を変更する場合は、電話連絡してください。審査および契約は新規契約時に基づく手続きを準用して処理を行います。

○契約（更新）

契約期間は、契約締結日から1年間とし、自動更新を原則とします。また、これに限らず排出事業者からの要望があれば、別途協議の上、契約期間を設定します。

2. 受入説明の実施【医療廃棄物】

搬入を行う事業者に対して受入説明を実施します。



3. 契約・登録等に係る（公財）エコサイクル高知の窓口

契約、搬入車両登録及び受入説明に係る（公財）エコサイクル高知の窓口は以下のとおりです。

公益財団法人 エコサイクル高知 総務事務担当

〒781-2164 高知県高岡郡日高村本村字焼坂 6 5 9 - 1

TEL : (0889)24-6210 FAX : (0889)24-6212

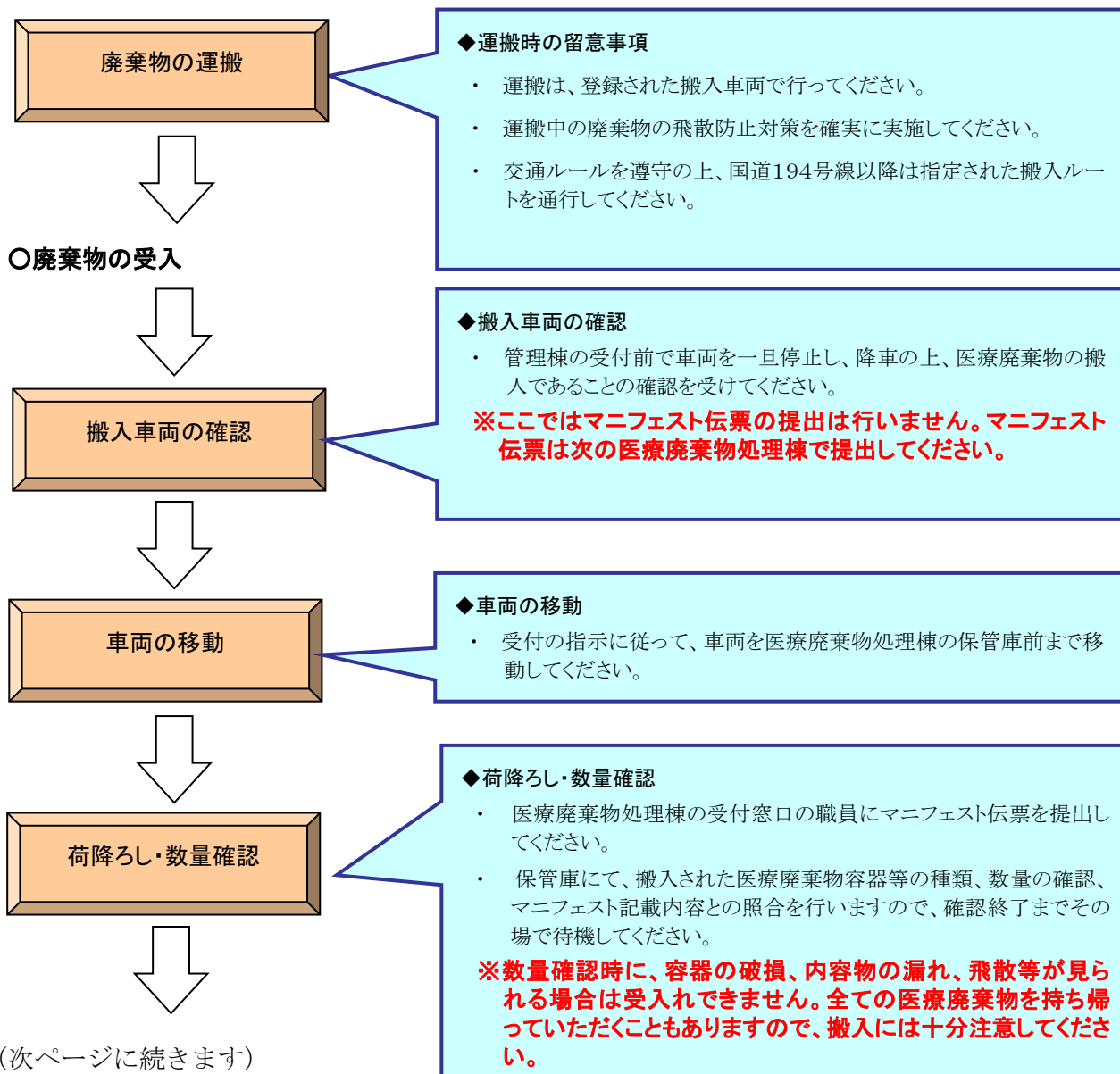
4. 廃棄物の搬入【医療廃棄物】

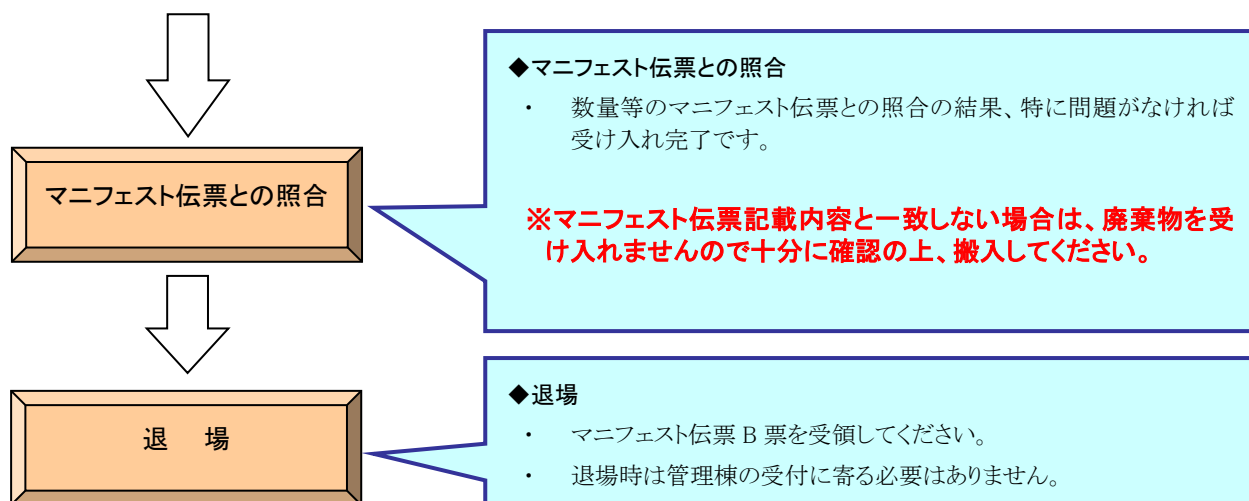
医療廃棄物は原則として、予約なしにエコサイクルセンターの受入時間内に受け入れます。

医療廃棄物の運搬は、所定の搬入ルートを通して入場し、医療廃棄物処理棟の受付窓口で搬入手続きを受け、荷降ろしを行ってください。

エコサイクルセンターでは、トラックスケールによる医療廃棄物の計量は行いません。

○廃棄物の運搬





医療廃棄物の取り扱いについては、別添『医療廃棄物の取り扱い管理につきまして』をご確認ください。

医療廃棄物の搬入に係る（公財）エコサイクル高知の窓口は以下のとおりです。

公益財団法人 エコサイクル高知 **総務事務担当**

〒781-2164 高知県高岡郡日高村本村字焼坂 6 5 9 - 1

TEL : (0889)24-6210 FAX : (0889)24-6212

4-1 廃棄物の運搬

○ 搬入ルート

エコサイクルセンターへの搬入ルートは下図に示す通り、国道 194 号から県道柳瀬越知線（県道 300 号）および県道庄田伊野線（県道 299 号）を通るルートとなります。



【搬入ルート通行の際の注意事項】

学校や住宅地周辺を通過しますので、法定速度等の交通法規の遵守や飛散防止対策の徹底に加えて、歩行者等への十分な安全確認を行って通行してください。

4-2 場内への搬入（搬入受付・荷降ろし等）

◆ 搬入時に必要な書類

搬入時には、マニフェスト伝票（但し、電子マニフェストの場合を除く）を忘れずにお持ちください。

◆ エコサイクル高知の敷地内での進入経路

搬入車両は、県道 299 号に面したエコサイクルセンターの正門から敷地内に入場し、進入路を通って受付に向かってください。

敷地内通行時は、職員の指示に従ってください。

◆ 車両の移動

管理棟受付前で車両を一旦停止し、搬入物が医療廃棄物であることを確認します。

先行車が受付の前に停車している場合は、職員の指示に従い、車両待機場所で待機してください。

受付確認後、職員の指示に従って、医療廃棄物処理棟の保管庫の前まで車両を移動してください。

◆ 荷降ろし・数量確認

(1) 医療廃棄物処理棟の受付窓口の職員に、マニフェスト伝票を提出してください。

(2) 職員の指示に従って、車両を保管庫の前に移動して停車し、荷降ろしできる状態にしてください。

(3) 荷降ろしをしながら、職員が搬入された医療廃棄物等の種類、数量の確認、マニフェスト記載内容との照合を行います。

◆ マニフェスト伝票の照合結果の受理

マニフェスト伝票との照合の結果、特に問題なければ、マニフェスト伝票B票をお渡ししますので、それをお持ち帰りください。

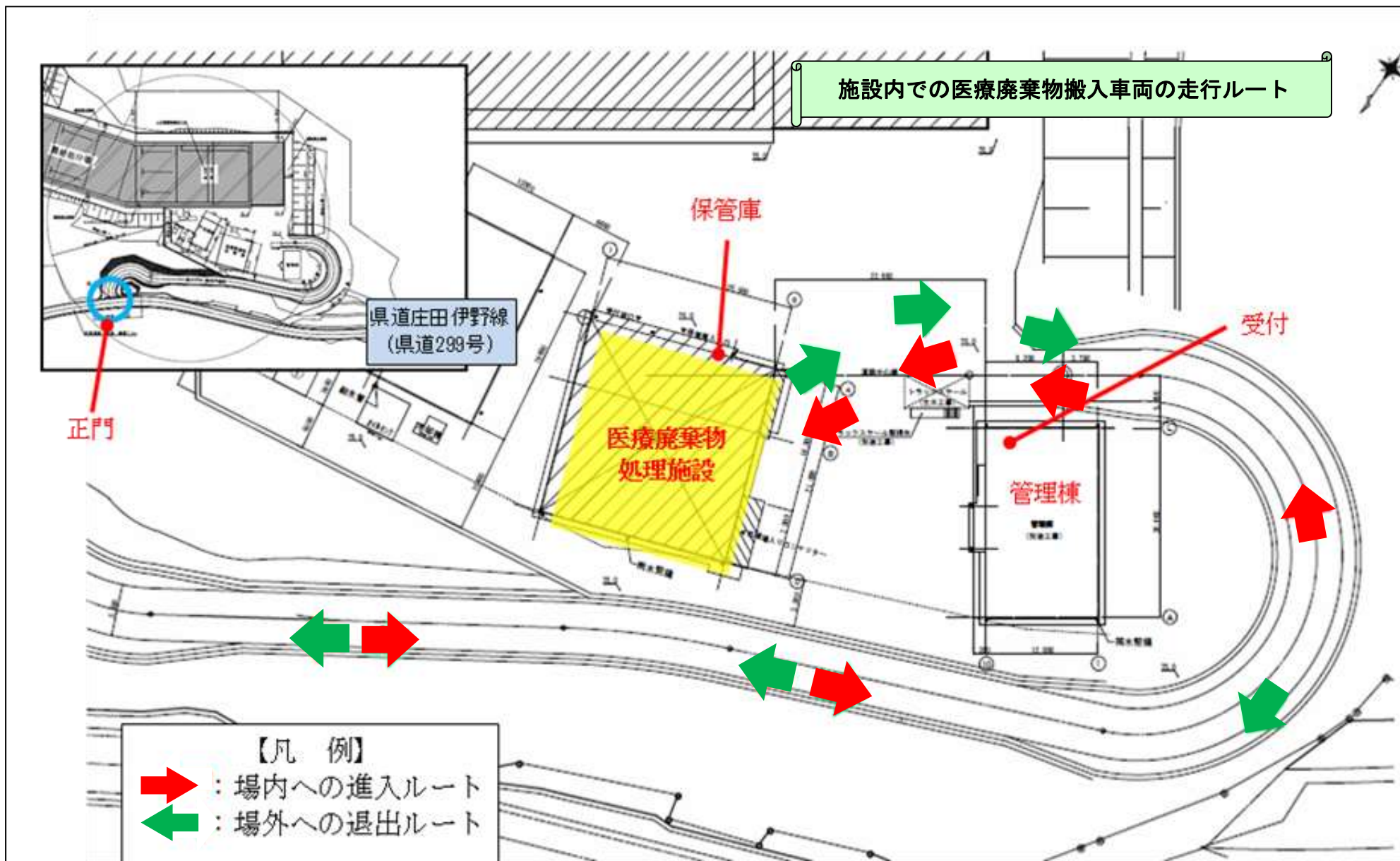
マニフェスト伝票と記載内容が一致しない場合は、医療廃棄物を受け入れません。荷降ろしした医療廃棄物を全て搬入車両に戻して、持ち帰って頂くこともありますので、そのようなことがないように十分に確認の上、搬入してください。

退出手続きが終わりましたら、速やかに退場してください。管理棟の受付には立ち寄る必要はありません。

5. 処理料金の支払い

○ 処理料金の請求

原則、産業廃棄物処分料金は、収集運搬業者が請求します。



医療廃棄物の取り扱い管理につきまして

(廃棄物処理委託契約書・仕様書より抜粋)

- (1) 排出事業者の管理責任者等は、廃棄物処理計画を定めるとともに、必要に応じて管理規定を定め、これらに基づき廃棄物の取扱管理を行うものとする。
- (2) 感染性廃棄物は、確実に非感染性廃棄物と分類するとともに、所定の容器に入れ、蓋を閉め、密封した後、所定の保管場所（他のものの混入を防ぐため、仕切り及び表示を行うこと）に保管するものとする。
- (3) 感染性廃棄物で金属類（ステンレスやチタン鋼の外科用器具、ロッド、ジョイントその他の人工器官のようなインプラント、並びに、工具や病院機器等）については、他のものと混ぜずに、それだけを所定の容器に入れ、『金属在中』と記入のうえ、蓋を閉め、密封した後所定の保管場所（他のものの混入を防ぐため、仕切り及び表示を行うこと）に保管するものとする。
- (4) 有害性、非燃焼性、爆発性、強い化学反応性等を有しているため、破碎・滅菌処理等に支障を及ぼす次のものは、絶対に容器に入れないものとする。
 - ① 体温計、血圧計、水銀電池、水銀アマルガム等水銀を含むもの。
 - ② 有害であるとして別途規制・規定されている廃棄物（化学療法薬、放射性廃棄物、抗新生物薬品など。）
 - ③ 多量の有機溶剤
 - ④ 可燃性ガスその他のボンベ、充填缶類
 - ⑤ 強い酸性力又は還元力を有する物質
 - ⑥ その他破碎・滅菌処理等に支障を及ぼすもの（電池が分離できない機器類、電池類等）。不明な場合は乙に照合すること。
- (5) 感染性廃棄物の保管は極力短期間かつ低温とする。
- (6) 感染性廃棄物の保管場所は、関係者以外立ち入れないように、また収集運搬の作業がしやすいように配慮し、感染性廃棄物は他の廃棄物と区別して保管する。
- (7) 感染性廃棄物の保管場所には、注意事項を表示するものとする。
- (8) 管理責任者等は、排出事業者の廃棄物取扱者に対して、必要な教育訓練を実施するものとする。

なお、医療廃棄物*注とは言えないもの（例えばインスタントコーヒーの空き瓶や湯飲み、蛍光灯などのガラス類やジュースや菓子の空き缶、ゴムスリッパ（クロックス等）、カルテの束、その他事務所から出たごみなど）は、事業系の一般廃棄物として処理をしてください。

*注：医療廃棄物とは、「医療関係機関等で医療行為等に伴って排出される廃棄物」の通称のこと

収集運搬及び処分を行う職員の安全確保のため、再度ご確認をお願いします。

なお、処分場での数量確認時に、容器の破損、内容物の漏れ、飛散等が見られる場合は受入れできません。全ての医療廃棄物を持ち帰っていただくこともありますのでご注意ください。

使用する梱包容器

医療廃棄物の収集運搬及び処分を行うにあたって、安全衛生を確保できる容器として、乙が承認した特定の容器を次により使用するものとする。

廃棄物の種類		容器の材質・仕様	容量 (リットル)	使用法
感染性廃棄物	固形状物 (血液付着ガーゼ、血液付着注射筒等)	段ボール外箱 (感染性廃棄物専用) ポリエチレン内袋 (0.03mm厚)	40	底をガムテープでしっかり貼り、ポリ袋を内に装着して、廃棄物を入れる。満量になった時、ポリ袋の口を密封し、更に箱の蓋をガムテープで閉じ、 <u>固有番号 (TEL番号)</u> を記す。
	液状又は泥状物 (血液、組織、器官等) 鋭利なもの (注射針・筒、メス等) 金属類	プラスチック容器	40 20 50	<u>固有番号 (TEL番号)</u> を記した <u>感染性廃棄物表示ラベル</u> を貼って使用し、満量になった時、蓋をしっかり閉め、密封する。
非感染性廃棄物		段ボール外箱 (非感染性廃棄物専用) 透明ポリエチレン内袋 (0.01mm厚)	40	底をガムテープでしっかり貼り、ポリ袋を内に装着して、廃棄物を入れる。満量になった時、ポリ袋の口を密封し、更に箱の蓋をガムテープで閉じ、 <u>固有番号 (TEL番号)</u> を記す。

※乙が事前に承認したその他の容器も使用できる。

※なお、注射針やメス以外の破砕できない金属類については、高圧蒸気滅菌処理（オートクレーブを用いて滅菌）のため、他のものを混入しないでください。

※容器には、金属類のみを入れ、『金属在中』と記載をお願いします。

様式集

廃棄物処理委託申込書

令和 年 月 日

公益財団法人エコサイクル高知 代表理事 様

【契約者】
住所
排出事業者名
代表者氏名

次のとおり廃棄物の搬入計画について承認をうけたいので申請します。

排出事業場の所在地			
排出事業場の名称			
搬入期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで		
搬入計画	回 / 日 ・ 週 ・ 月 ・ 年 程度		
廃棄物の種類及び予定数量	搬入物の種類	数 量	年間予定総搬入量
	①	t / 1回	t
	②	t / 1回	t
	③	t / 1回	t
	④	t / 1回	t
	⑤	t / 1回	t
	⑥	t / 1回	t
	⑦	t / 1回	t
搬入方法の区分※	1 自社による搬入 2 委託による搬入 3 自社・委託の併用		

- ※ 1 : 別途、搬入車両登録手続きを行ってください。
- 2 : 委託する収集運搬業者の許可証の写しを添付してください。
- 3 : 別途、搬入車両登録手続きを行い、委託する収集運搬業者の許可証の写しを添付してください。

備考 ・ 搬入期間については1年を越えないものとします。

 ・ 排出事業場の所在地及び名称については、申請者が中間処理業者である場合は、当該事業者の事業場に係るものを記載してください。

その他 添付書類等

- ・ 廃棄物の性状に関する書類(溶出試験結果等)【第2号様式】
- ・ 検査成績書の写し

※溶出試験結果等の有効期限は、申込日から6ヵ月以内とします。

排出事業者名:

(収集運搬業者名:

)

連絡先・担当者等

1 申請書記載内容担当	会 社 名 : 担当者氏名: 電話番号: ファックス番号: メールアドレス:
2 契約書送付先担当	会 社 名 : 担当者氏名: 送付先住所:〒 電話番号: ファックス番号: メールアドレス:
3 予約確定通知書 送付先担当	会 社 名 : 担当者氏名: 送付先住所:〒 電話番号: ファックス番号: メールアドレス:
4 マニフェスト送付先担当 (原則:排出事業者)	会 社 名 : 担当者氏名: 送付先住所:〒 電話番号: ファックス番号: メールアドレス:
5 請求書送付先担当	会 社 名 : 担当者氏名: 送付先住所:〒 電話番号: ファックス番号: メールアドレス: 自社様式: 有 ・ 無

※ 連絡先・担当者・その他記載内容に変更が生じる場合はご連絡ください。

1	提出年月日	令和 年 月 日
2	廃棄物名称	
3	排出事業者	名 称 部課名
		住 所 〒
		TEL FAX 担当
4	産業廃棄物種類	☐ 燃え殻 ☐ 廃石綿(飛散性) ☐ ばいじん ☐ 廃石膏ボード ☐ 汚 泥(無機性) ☐ 建設混合廃棄物 ☐ 鉱さい ☐ その他 ()
5	荷姿	☐ バラ積み ☐ フレコン袋 ☐ ビニール袋二重梱包(アスベスト) ☐ その他
6	廃棄物の成分情報 単位： ダイオキシン類は (ng-TEQ/g)、 その他は (mg/L)	アルキル水銀化合物 () 1・2－ジクロロエタン () 水銀又はその化合物 () 1・1－ジクロロエチレン () カドミウム又はその化合物 () シス－1・2－ジクロロエチレン () 鉛又はその化合物 () 1・1・1－トリクロロエタン () 有機リン化合物 () 1・1・2－トリクロロエタン () 六価クロム化合物 () 1・3－ジクロロプロペン () ひ素又はその化合物 () チウラム () シアン化合物 () シマジシ () PCB () チオベンカルブ () トリクロロエチレン () ベンゼン () テトラクロロエチレン () セレン又はその化合物 () ジクロロメタン () 1・4－ジオキサソ () 四塩化炭素 () ダイオキシン類 () その他 ()
7	特別注意事項 (避けるべき処理方法、廃棄物の性状変化などに起因する環境汚染の可能性も含む)	特別注意事項 (有 ・ 無 ある場合は具体的に記入)

〈 裏 面 〉

8

その他の情報

産業廃棄物の発生工程など （ 有 ・ 無 ）

工程図では、産業廃棄物に関わる使用原材料名や添加物、副産物を記入すると共に、産業廃棄物の製造（排出）工程や排出場所を明らかにしてください。発生工程図等のコピーでも可。

9

廃棄物の写真添付 ※搬入しようとしている状態のものを添付してください。

廃棄物処理委託変更申込書

令和 年 月 日

公益財団法人エコサイクル高知 代表理事 様
(排出事業者)
住 所
氏 名

廃棄物搬入計画の変更の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

項 目	変 更 内 容	
	変 更 前	変 更 後
排出事業場の所在地		
排出事業場の名称		
搬入期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
搬入計画	回 / 日・週・月・年	回 / 日・週・月・年
廃棄物の種類 及び予定数量	① トン／1回	トン／1回
	② トン／1回	トン／1回
	③ トン／1回	トン／1回
搬入方法の区分※	1 自社 2 委託 3 併用	1 自社 2 委託 3 併用

- ※ 1 : 別途、搬入車両登録手続きを行ってください。
2 : 委託する収集運搬業者の許可証の写しを添付してください。
3 : 別途、搬入車両登録手続きを行い、委託する収集運搬業者の許可証の写しを添付してください。

備考 1 搬入期間については1年を越えないものとします。
2 排出事業場の所在地及び名称については、申請者が中間処理業者である場合は、当該事業者の事業場に係るものを記載してください。

その他 添付書類等
1 廃棄物の性状に関する書類(溶出試験結果等)【第2号様式】
2 検査成績書
※溶出試験結果等の有効期限は、申込日から6ヵ月以内とします。

搬入車両登録申込書

令和 年 月 日

公益財団法人エコサイクル高知 代表理事 様

次のとおり搬入車両の登録を受けたいので申請します。

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者名)				
住 所				
連絡先	TEL		FAX	
収集運搬業の許可	(許可番号) 号 (許可期限) 令和 年 月 日まで			

	車両番号	廃棄物の種類	車両重量	最大積載量
①			()kg	()kg
②			()kg	()kg
③			()kg	()kg
④			()kg	()kg
⑤			()kg	()kg
⑥			()kg	()kg
⑦			()kg	()kg
⑧			()kg	()kg
⑨			()kg	()kg
⑩			()kg	()kg

添付書類

- ・ 搬入に使用する車両の車検証の写し

公益財団法人エコサイクル高知

TEL 0889-24-6210

FAX 0889-24-6212

受入説明会参加申込書

申込日: 令和 年 月 日

次のとおり受入説明会への参加を申し込みます。

排出事業者	
収集運搬事業者	
参加希望日時	令和 年 月 日 時

参加者氏名 (ふりがな)	
1	6
2	7
3	8
4	9
5	10

- ・ この受入説明会受講後に、登録された搬入車両毎に入場許可証を発行します。

公益財団法人 エコサイクル高知
エコサイクルセンター <搬入の手引き>

■発行・編集／公益財団法人 エコサイクル高知
〒781-2164
高知県高岡郡日高村本村字焼坂6 5 9 番1
T E L : (0889) 24-6210
F A X : (0889) 24-6212
e-mail : info@ecokochi.or.jp
U R L : <http://www.ecokochi.or.jp/>
